

# 上尾市人権教育推進プラン—基本計画—【第2次改訂版】 答申からの修正内容

令和6年上尾市教育委員会2月定例会  
協議3資料

新	旧	備考欄
<p>【資料3】日本国憲法（抜粋）・・・・・・・・・・40</p> <p>【資料3-4】人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・40.4.2</p> <p>【資料4-5】上尾市人権教育推進協議会条例・・・・・・・・42.4.4</p> <p>【資料5-6】上尾市人権教育推進協議会委員名簿・・・・・・・・44.4.6</p> <p>(2) 国内の動向</p> <p>我が国においては、<u>昭和22年に日本国憲法を制定し、基本的人権の尊重（第11条）を大きな柱として、それを侵すことができない永久の権利であると定義した。</u></p> <p><u>また、平成9年に「人権教育のための国連10年・国内行動計画（注10）」を策定した。</u><del>また、さらに平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。</del>その第5条では、地方公共団体の責務を定め「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされ、第7条では、国は人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないと規定された。そして国の「人権教育・啓発に関する基本計画（注11）」が平成14年に策定された。平成23年には、同計画の各人権課題に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える見直しが行われた。</p>	<p>【資料3】人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・40</p> <p>【資料4】上尾市人権教育推進協議会条例・・・・・・・・42</p> <p>【資料5】上尾市人権教育推進協議会委員名簿・・・・・・・・44</p> <p>(2) 国内の動向</p> <p>我が国においては、平成9年に「人権教育のための国連10年・国内行動計画（注10）」を策定した。</p> <p>また、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。その第5条では、地方公共団体の責務を定め「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされ、第7条では、国は人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないと規定された。そして国の「人権教育・啓発に関する基本計画（注11）」が平成14年に策定された。平成23年には、同計画の各人権課題に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える見直しが行われた。</p>	<p>目次・資料編</p> <p>【資料3】日本国憲法（抜粋）の追記による資料番号・ページ変更</p> <p>P1</p> <p>I-1-(2)</p> <p>日本国憲法について追記</p>

# 上尾市人権教育推進プラン—基本計画—【第2次改訂版】答申からの修正内容

令和6年上尾市教育委員会2月定例会  
協議3資料

新	旧	備考欄
<p>6 外国人の人権に関わる教育</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>国際化の進展に伴い、上尾市内にも多様な国籍や文化、生活習慣を持った多くの外国人が暮らしている。市では、平成14年に「上尾市国際交流推進計画」を策定し、さらに平成24年には「国際交流」から「多文化共生（注28）」へ向けた流れの中で「上尾市多文化共生推進計画」を策定、令和4年には「<u>第2次上尾市多文化共生推進計画</u>」を策定し、上尾市国際交流協会（注29）の協力を得ながら、学校教育における国際理解推進のための教育や、外国人向けの日本語教室の開催、相談窓口としてハローコーナーの整備など外国人も暮らしやすいまちづくりに努めてきた。</p> <p>しかし、外国人の増加・定住化が進む状況の中、外国人が抱える問題も変化している。<u>ハローコーナーに寄せられた相談内容からは、外国人に対する偏見に基づく賃貸住宅への入居拒否や就労に対する差別など、基本的人権に関わる分野に加え、税金、年金、保険、教育や福祉など、日常生活に密着したものの問題も多く、相談内容外国人を取り巻く環境も複雑・深刻化している。</u></p>	<p>6 外国人の人権に関わる教育</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>国際化の進展に伴い、上尾市内にも多様な国籍や文化、生活習慣を持った多くの外国人が暮らしている。市では、平成14年に「上尾市国際交流推進計画」を策定し、さらに平成24年には「国際交流」から「多文化共生（注28）」へ向けた流れの中で「上尾市多文化共生推進計画」を策定し、上尾市国際交流協会（注29）の協力を得ながら、学校教育における国際理解推進のための教育や、外国人向けの日本語教室の開催、相談窓口としてハローコーナーの整備など外国人も暮らしやすいまちづくりに努めてきた。</p> <p>しかし、外国人の増加・定住化が進む状況の中、外国人が抱える問題も変化している。ハローコーナーに寄せられた相談内容からは、外国人に対する偏見に基づく賃貸住宅への入居拒否や就労に対する差別など、基本的人権に関わる分野に加え、税金、年金、保険、教育や福祉など、日常生活に密着したのもも多く、相談内容も複雑・深刻化している。</p>	<p>P25</p> <p>V-6-(1)</p> <p>「第2次上尾市多文化共生推進計画」について追記</p> <p>ハローコーナーの現状に即し文言修正 (基本的人権に関わる相談が過去10年間ないため)</p>

# 上尾市人権教育推進プランー基本計画ー【第2次改訂版】答申からの修正内容

令和6年上尾市教育委員会2月定例会  
協議3資料

新	旧	備考欄
<p>【資料3】  <u>日本国憲法（抜粋）</u>  <u>昭和21年11月3日公布</u>  <u>昭和22年5月6日施行</u>  <u>第11条</u>  <u>国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。</u>  <u>第12条</u>  <u>この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。（後略）</u>  <u>第13条</u>  <u>すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</u>  <u>第14条</u>  <u>すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（後略）</u>  <u>第19条</u>  <u>思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。</u>  <u>第21条</u>  <u>集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。（後略）</u>  <u>第22条</u>  <u>何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自</u></p>		<p>P40  【資料3】として  日本国憲法（抜粋）  を追記</p>

# 上尾市人権教育推進プランー基本計画ー【第2次改訂版】 答申からの修正内容

令和6年上尾市教育委員会2月定例会  
協議3資料

新	旧	備考欄
<p><u>由を有する。(後略)</u></p> <p><u>第24条</u></p> <p><u>婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</u></p> <p><u>2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</u></p> <p><u>第25条</u></p> <p><u>すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(後略)</u></p> <p><u>第26条</u></p> <p><u>すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(後略)</u></p> <p><u>第27条</u></p> <p><u>すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。(後略)</u></p> <p><u>第97条</u></p> <p><u>この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</u></p>		

# 上尾市人権教育推進プランー基本計画ー【第2次改訂版】答申からの修正内容

令和6年上尾市教育委員会2月定例会  
協議3資料

新	旧	備考欄
<p style="text-align: right;">【資料 34】</p> <p>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</p>	<p style="text-align: right;">【資料 3】</p> <p>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</p>	<p>P40 資料番号変更</p>
<p style="text-align: right;">【資料 45】</p> <p>上尾市人権教育推進協議会条例</p>	<p style="text-align: right;">【資料 4】</p> <p>上尾市人権教育推進協議会条例</p>	<p>P42 資料番号変更</p>
<p style="text-align: right;">【資料 56】</p> <p>上尾市人権教育推進協議会委員名簿</p>	<p style="text-align: right;">【資料 5】</p> <p>上尾市人権教育推進協議会委員名簿</p>	<p>P44 資料番号変更</p>